

# 建設業タイムズ

発行：ヤマダ総合公認会計士事務所 建設業事業部

連絡先：TEL 03-3694-6091 FAX 03-3691-6680

## 【経営事項審査の審査基準が見直しの方向へ】

平成22年6月24日国土交通省は、経営事項審査（経審）の審査基準の見直しの方向性を中央建設業審議会（中経審）の総会へ示しました。

主な経審の審査基準の見直しは次の項目です。

- (1) 技術者評価における加点要件を『審査基準日時点の雇用』から『3ヶ月以上の雇用』に変更する。
- (2) 高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者を技術評価の対象とする。
- (3) 法的整理の対象となった再生企業に対しては社会性などの評価（W点）の営業年数をゼロ年にリセットし、W点が△60点となる減点措置を講ずる。
- (4) W点に建設機械の保有状況やISOの取得状況を評価項目に追加する。

現行の審査基準でもある(1)(3)について、見直しによる影響をみたいと思います。

(1)の技術者の要件の変更は、現行では名義借り等の不正を防止することが難しいため、継続雇用の実績を求めたいことから見直しが行われます。

この場合には、入社日から審査基準日までの期間が3ヶ月未満である場合には加点となる技術者が入社しても、入社年度は加点されないこととなります。加点されるためには雇用期間が3ヶ月以上になるように入社時期を検討する必要があります。

(3)の減点措置ですが、W点においては営業年数35年以上の企業が60点の加点を受けており、法的整理を受けた場合にはその60点が減点となります。さらに、35年未満の企業については本来60点の加点を受けていないにも関わらず、同様に60点の減点を受ける措置が検討されています。

W点で60点の減点はP点換算で△90点と非常に減点額が大きく、官公庁等の指名参加における格付けにおいてはランクダウンに繋がり兼ねない減点措置となっています。

なお、今月中にも再度、中建審の会合が開かれ最終報告をまとめる方針となっています。